

STUDIO HIGUCHI 入会登録申込書

【クラス名】

【曜日】

【時間】

フリガナ

【お名前】

18才未満の方のみ

【保護者】

印

【ご住所】 〒

【お電話番号】

【携帯】

【e-mail アドレス】

【性別】 男 ・ 女

【生年月日】

年

月

日

才

例)平成11年、骨折(脚)、貧血、高血圧、その他

現在、薬を使用されていればお書きください

【即往歴】

【ご紹介者】 有 ・ 無 【お名前】

誓約書

私、_____は、「STUDIO HIGUCHI」に入会するにあたり身体の支障が無く危険のない状態であることを自己で確認しています。今後その状態に変化が認められた場合には、すみやかに担当インストラクターにその旨を伝え、指示に従います。また、入会登録後は STUDIO HIGUCHI 規約に従うことを誓います。

平成 年 月 日

氏名

印

【アンケート】

(18歳未満の方は保護者名)

- ・ 認知経路 1) 新聞折込 2) ポストチラシ 3) 紹介 4) その他 []
- ・ 運動経験 (何を、いつごろ、どれくらいの期間)
- ・ 具体的な目的・目標をお聞かせください。

《STUDIO HIGUCHI 規約》

1、(運営)

当スタジオの運営・管理は札幌市北区北38条西5丁目1-10、(株)FIT WAVE があたる。

2、(目的)

当スタジオは運動を通じて会員の健康維持・健康増進・会員相互の親睦を図るとに、地域社会における健康で明るいコミュニティーづくり、またエアロビックの普及・発展に寄与することを目的とする。

3、(会員登録制度)

- (1)当スタジオは会員登録制とする。
- (2)当スタジオの施設利用の為本規約を設ける。
- (3)当スタジオに入会登録しようとする者は、本規約を承認し、本規約に基づく諸契約を会社と相互に締結しなければならない。

・次の各号のいずれかに該当する者は当スタジオの会員になることは出来ない。

- ①運動に適した健康状態にない者
- ②当スタジオが会員としてふさわしくないと判断した者

4、(入会登録の手続き)

当スタジオに入会登録する時は所定の申込書のより入会登録申込みを行い会社の承認を得たうえで登録料 (税込3,150 円)を払い込み手続きは完了する。登録料は理由の如何を問わず返還しないものとする。

5、(休会・退会)

・月謝にてクラス参加の場合、疾病やその他やむを得ない理由で1ヶ月以上利用できないと当スタジオが認めた場合は最長6ヶ月間休会することが出来る。

・会員が会費等の支払いを滞納し、請求があっても完納しない場合、その会員は退会したものとする。但し、退会までの未払い料金がある場合は利用の有無にかかわらず完納しなければならない。

また、当施設の利用が6ヶ月間なく、施設利用の意思がない場合は手続きを持って退会とする。

7、(規則の遵守及び責任)

(1)会員は本規約、施設利用上の注意事項を守らなければならない。

(2)当スタジオ内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について当スタジオは一切の責任を負わないものとする。また会員は、事故の責任に帰すべき原因により、当スタジオまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければならない。但し、スタジオに故意又は重過失がある場合はこの限りではない。

8、(未成年者の取り扱い)

未成年者が会員になろうとするときは、原則として本人とその親権者が連署した申し込むものとする。この場合、親権者自ら会員になった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して追うものとする。

9、(個人情報の管理)

当社が取得する個人情報の取り扱いについては適切かつ慎重に管理し、第三者に提供・開示いたしません。

10、(資格の譲渡、貸与の禁止)

(1)当スタジオの会員資格はこれをほかに貸与・譲渡することはできない。

(2)当スタジオの会員資格を相続することは出来ない。

11、(著作権・肖像権)

当社にて撮影、作成した写真素材やコンテンツの著作権、肖像権については当社に帰属し、それらの素材を当社ホームページ、ブログ、広告媒体に使用する場合がある。

12、(利用の禁止)

次の各号に該当する者の施設利用はこれを禁ずる。

- ①伝染病、その他他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する者
- ②精神病患者
- ③飲酒等により正常の施設利用ができないと認められた者
- ④その他、医師より運動を禁じられている者

13、(会員資格の一時停止・除名)

当スタジオは会員が次の各号の1つに該当すると認めた場合は、その会員資格の一時停止又は除名を行うことができる。

- ①本規約、7-1(1)に違反したとき
- ②当スタジオの秩序を乱し、又は当スタジオの名誉、品位を著しく傷つけたとき
- ③当スタジオの施設・什器を故意または重過失により破損したとき

14、(施設閉鎖・変更)

(1)当スタジオは、次の場合諸施設の全部又は一部を閉鎖、または休業することができる。その場合、1週間前までにその旨を告示する。但し、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではない。又これにより会員の会費支払い義務が縮減され、又は停止されることはない。

- ①気象災害、その他外因的要因によりその災害が会員に及ぶと判断した場合
- ②突発的な事故ないしは故障によって施設の運営が不可能になった場合
- ③施設の補修又は改善のとき
- ④地方公共団体もしくはこれに類する団体の主催する行事に協力するとき
- ⑤当スタジオが企画し実施する諸活動を実施するとき
- ⑥その他重要な事由によってやむを得ない場合

(2)当スタジオは必要に応じて施設の変更を行うことができる

15、(会員資格の喪失)

次の各号の1つに当たる場合、会員はその資格を喪失するものとする。

- ① 亡
- ②退会
- ③除名
- ④スタジオの閉鎖

16、(料金の変更)

会社は本規約に基づいて会員が負担すべき諸料金を、諸般の状況の変化に応じて変更することができる。

17、(休館日)

当スタジオは年末年始、工事等、スタジオが特に定める日に休館日を設けることがある。

18、(告知)

規約の改正、料金の変更等の会員に対する告知は、改正および変更期日の相当期間までに、施設の見やすい場所に掲示してこれを行う。

19、(規約の改正)

本規約は、必要に応じて改正されるものとする。また、改定した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。